

## (仮称)清瀬市環境基本条例に提出された意見等の概要及び提出された意見に対する市の考え方

平成18年1月1日から平成18年1月30日までの間、(仮称)清瀬市環境基本条例に対する意見募集を行った結果、2人の方から4件の意見等が提出されました。そこで、これらの意見を適宜要約し、項目ごとに整理して、それらに対する清瀬市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要領第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

### 1. 公表の条項及び罰則規定

提出された意見等概要	違反者に対し、社会的制裁・罰則規定を盛り込んだ、強い意志を持った条例を示すべき。例(1)市内の雑木林に入ってまず感じることは、不法投棄の多さが目立つ事です。一部のモラルの無い者が、みどりの環境を不法投棄の死角にしており、結果、市の環境を悪化させ、不法投棄の処分をする市の財政圧迫となる構図です。例(2)市内の貴重なカタクリをプロの集団が、全て採取する様です。(1件)
清瀬市の考え方	本条例は、環境基本法第7条(地方公共団体の責務)の規定に基づき、清瀬市の環境の保全等に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民が健康で安全かつ快適に暮らすことができることを目的とした条例であります。しかし、環境の保全等に対し、ごみの不法投棄、ダイオキシン類等発生焼却行為、光公害あるいは、騒音・振動等自然環境に悪影響を及ぼす行為が故意に発生しております。この為、現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類等規制条例、みどりの環境をつくる条例等で、罰金、公表等の罰則規定を設け対処しております。本条例は、これらの環境問題を総合的に調整を図るための基本条例であり、違反者に対する罰則規定は、個々の条例等を作り対応して行きたいと考え、ご理解願います。
提出された意見等概要	第1項 市長は、いずれかに該当する者がいるときは、その旨を公表する事ができる。(1)規定による協議をしない者 (2)指導に従わない者 (3)届出をしない者 (4)届出の際、虚偽の届出をした者 第2項 市長は前項規定による公表を行うときは、審議会の意見を聞かなければならない。 罰則 = 禁止行為の規定を設け、従わないものに過料を処する。(2~3万円以下) 禁止行為: 植物の伐採・採取、鳥獣及び魚類の捕獲・殺傷、不法投棄、その他環境を管理に支障があると認められる行為をする事(1件)
清瀬市の考え方	前記のとおり

## 2. (国、東京都等との協力) 第12条

提出された意見等概要	清瀬市は所沢市・新座市とも隣接している為、埼玉県も含めるべきと考えます。(1件)
清瀬市の考え方	「国及び東京都その他の地方公共団体と協力して」と規定しており、当然、所沢市・新座市も含めて考えております。

## 3. 全体を通して

提出された意見等概要	この条例で何をしたいのかが、よくわかりません。環境に関することでも、すでにある条例、法律に隣接する問題が多いと思われますので、特に本条例を制定することの意義が見えません。どんな問題をカバーできるのでしょうか？ 環境に関すること、気になることはいくつかあります。例えば、 1) 農地等の土壌入れ替えに際して、産業廃棄物を持ち込まないように規制する。 2) 畜産事業の悪臭問題をよりクリアに改善する方策 3) 市内に家を新築するに当たり、雨水溝や、生ごみ堆肥化の設備を促す方策 4) 幼・小・中学校で、環境教育をきちんと行える専門の職員を配置する。などです。こういったことが、この環境基本条例でカバーできる分野なのか、どうか？その辺がわからないと、市民にはコメントしようがありません。(1件)
清瀬市の考え方	本条例は、生活環境(大気汚染、水質汚濁、化学物質)、自然環境(水辺、緑地)あるいは、都市環境(景観、交通)、地球環境等を実施するための基本条例であります。この条例を受け、今後、環境基本計画を策定し、また、個々の規制条例制定により、環境問題が総合的に調整が図れるものと考えております。 なお、個々の規制につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「悪臭防止法」による対応又、専門職員の配置等につきましては、今後の環境基本計画の中で具体的に内容を盛り込む予定であり、ご理解願います。